

第41回内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

大臣官房政策評価広報課

1. 日 時 : 平成 23 年 2 月 10 日 (木) 10:30～12:00
2. 場 所 : 内閣府庁舎 3 階特別会議室
3. 出席委員 : 大森委員長、石川委員、伊集院委員、上野委員、遠藤委員、大隈委員、大河内委員、中野目委員、長岡委員、野口委員、平澤委員、山本委員
4. 議事次第
 - (1) 独法をめぐる最近の動きについて
 - ① 平成 21 年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について
(平成 22 年 1 月 22 日政策評価・独立行政法人評価委員会)
 - ② 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針 (平成 22 年 1 月 7 日閣議決定)
 - ③ 役員報酬等の改正について
 - (2) (独) 国立公文書館
 - ① 独立行政法人国立公文書館の業務方法書の一部変更について
 - ② 平成 23 年度公文書管理関連予算案について
 - (3) (独) 沖縄科学技術研究基盤整備機構
中期目標期間終了時の取扱い (仮評価) について
 - (4) (独) 北方領土問題対策協会
業務方法書の一部変更及び 23 年度長期借入金・償還計画策定に向けた今後の予定について
 - (5) (独) 国民生活センター
国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォースについて
 - (6) 内閣府独立行政法人評価基準について
 - (7) 今後の予定等

5. 議 事

○大森委員長 おはようございます。御苦勞様でございます。第 41 回目の評価委員会を開催させていただきます。本日、定足数を満たしていますので、これから審議に入ります。

最初に、独法をめぐる最近の動きについて事務方から御報告をいただきます。

○池永政策評価広報課長 御報告いたします。まず最初は「平成 21 年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」でございます。独立行政法

人通則法の規定によって、各府省の独立行政法人について評価委員会が行った実績評価については、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会に対して通知し、政独委は必要があると認めるときは意見を述べることができるとされておりまして、そのことによって、総務省から各府省に対して意見が出たものでございます。

資料 1-1 は、内閣府に対する意見の概要です。

資料 1-2 は、その本文でございます。

資料 1-3 は、総務省から各府省に出された意見全体についての概要を示した公表資料でございます。

それでは、資料 1-1 に沿って説明いたします。

意見の焦点は「保有資産の見直し」と「内部統制の充実・強化」でございます。更に国立公文書館と国民生活センターに対して個別の指摘がなされています。

まず「保有資産の見直し」ですが、表 1-1 にございますように、国民生活センターの施設に対して、相模原事務所の宿泊施設の利用率は 50%を下回る、そういう低い利用率だという指摘がなされています。

表 1-2 は、首都圏に本部がある場合に、東京都内に支所が存在するということについての指摘でございます。こうした資産につきましては、必要性の判断、資産等の廃止、国庫納付、共有化等といった個別具体の方向性を明らかにしていくことが必要だといっております。

2 ページ「内部統制の充実・強化」です。この表 2 は、法人の長のマネジメントと監事監査に関して、評価の視点として前者は①～④、後者は①②とございますけれども、法人の評価結果において、これらの視点が言及されているかを示したものでございます。すべての事項について半数以上の法人でちゃんと言及されていると言われております。ただ一方で、法人の取組状況を十分に検証した上の評価とはなっていないものもあるといったこともと言われております。

3 ページ目、個別の意見ということで、公文書館に対しては、公文書管理法の施行に伴い増加する業務に対応しつつ、無駄の排除、外部委託等の活用といった観点から、徹底した見直しが行われているかの厳格な評価が必要といっております。

更に広報活動については、各種広報活動の効果を検証させた上で、広報活動に改善の余地がないか厳格に評価を行うべきとっております。

国民生活センターに関しては、早期警戒指標の有効性、情報提供の効果についても評価を行うべきとっております。

更に、国民への情報提供について、収集情報の分析、取りまとめ、公表といった情報提供に至る各プロセスが適時行われているかについても評価を行うべきだといっております。

続きまして、資料 1-4 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」でございます。当該基本方針は、平成 22 年 11 月 26 日の行政刷新会議で決定されて、12 月 7 日に閣議決定されました。独立行政法人の抜本改革の第 1 段階として、すべての独立行政法人の全事務・事業、全資産を精査して、講ずべき措置をとりまとめたものでございます。

表紙をめくっていただきまして、目次が裏に出ておりますが、ⅡとⅢは、事務・事業の見直し、

資産・運営の見直しについて、横断的な考え方を示した総論でございます。更に別表で法人ごとに改革内容を整理しております。

事務・事業の見直しにつきましては、資料1-4の3~4ページにかけてございますが、研究開発関係や金融関係、研修・試験関係、施設管理・運営等々について述べられております。5~8ページにかけては資産・運営の見直しということで、不要資産の国庫返納であるとか、事務所等の見直しだとか、取引関係の見直し、人件費・管理運営の適正化、自己収入の拡大、事業の審査、評価といったことについて述べられております。

11 ページ以降が個別の法人について講ずべきということで、内閣府の所管の4法人につて、事務・事業で講ずべき措置だとか、資産・運営等の見直しなどが示されています。15 ページの国民生活センターにつきましては、かなり厳しい指摘がなされておまして、一番下の組織の見直しという中で、独立行政法人制度の抜本の見直しと並行して、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討するといった内容になっています。

こうした基本方針を受けて、消費者庁と国民生活センターでタスクフォースを立ち上げて検討しております。本日の委員会では、後で消費者庁の方からそれについての説明をしていただくことになっております。

独法改革の今後の進め方につきましては、先ほど基本方針が第1段階と申し上げたのですが、今後、改革の第2段階として、基本方針を踏まえた独法の制度、組織の見直しの検討を進めることになっています。現時点では、行政改革推進室でヒアリングを行ったり、いろいろな意見交換を行ったりということで、事務的に情報の整理をしているところでございます。

最初の2つの御報告については以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。何か御質問等ございますでしょうか。

国民生活センターの方は大事になる可能性がありますので、後で消費者庁より御報告いただきます。

それでは、この点、よろしゅうございましょうか。御説明を受けました。

次は、国家公務員の一般職給与の改正に伴う役員報酬規程の改正につきまして、その御報告がございました。

では、お願いします。

○池永政策評価広報課長 それでは、各独立行政法人の役員報酬規程の改正について御報告します。資料1-5をごらんください。

これは内閣府所管の各独立行政法人の役員報酬規程改正の概要を一覧にしたものです。参考1にもお示ししているのですが、評価委員会は役員報酬の支給基準が社会一般の情勢に適合したものになっているかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができることになっております。

参考1を御参照いただくと、通則法の52条の3にありますように、支給基準は国家公務員の給与等とその他の事情を考慮して定めなければいけないとされています。

今回の役員報酬の改正は、平成22年度の人事院勧告を踏まえて、平成22年12月1日に施行さ

れた国家公務員一般昇給法の改正に伴って、各独立行政法人の役員俸給の引き下げ、期末手当の支給基準の改定等がなされたものでございます。

資料1-5の2ページ目の末尾に、今回の給与法改正の基になっている人事院勧告のポイントをお示ししております。このように、今回の役員報酬は公務員の給与の引き下げに対応したという引き下げになっております。

○大森委員長 人事院勧告による国家公務員給与の引き下げですので、連動してこちらも引き下げというのは社会的常識ではないかと思うんですけども、これについて何か皆さん方からご意見がありますか。今、御説明がありましたように、私どもの方から主務大臣に意見を申し出ることができるという規定になっていますものですから、それでお諮り申し上げます。

何かお気づきの点はございますか。特段に私どもの方から意見がないというふうに言ってよろしいでしょうか。下げる方ですので、下げるなどは言いにくいですね。

それでは、これは私どもとしては了解したということにいたします。特段に意見がないということにいたします。

それでは、次は公文書館の方の業務方法書の一部変更について審議を開始しますので、お願いします。

(独立行政法人国立公文書館関係者入室)

○大森委員長 業務方法書の一部変更につきましては、通則法に基づきまして、私ども評価委員会の意見を聴かなければいけないことになっております。今日はその一部変更につきまして御説明を伺います。

○上野公文書館総務課長 御説明いたします。国立公文書館総務課長をしております上野と申します。よろしく願いいたします。

資料2-1「独立行政法人国立公文書館の業務方法書の一部変更について」というペーパーでございまして。

その趣旨に書いてありますとおり、今般4月1日から公文書等の管理に関する法律が施行されます。それと同時に、同法附則によりまして、国立公文書館法の改正も行われておりまして、その内容に即した形での業務方法書の変更を行う必要があるということで、今般変更を行うものでございます。

「2. 主な変更事項」ということで書いてありますが、法改正を受けまして、定義の変更とか事項の追加等を行っております。まず定義の整理ということで、そこに書いてありますとおり「歴史公文書等」の定義を変更いたします。また、「特定歴史公文書等」という定義を追加しております。

追加事項といたしまして、行政機関からの委託を受けた行政文書の保存を追加と書いておりますが、いわゆる法によりまして、権限とされました中間書庫の規定を設けております。行政文書の管理状況に関する実地調査。これも法律に基づくものを追加しております。

3番目としまして、研修の対象に独法の担当者等の追加を行っておるということです。

4番目、その他ということで、当館に設けられている有識者会議廃止し、有識者会議に関する規定を削除することとしております。この有識者会議というのは従来、利用に関する重要事項等につ

いて御意見をお伺いしているところですが、今般、公文書館法によりまして、内閣府にその機能を持ちます公文書管理委員会が設けられたということから、館の有識者会議はその必要性がなくなってきた、役割が終了したということで廃止するというものです。それ以外に、その他文言の整理を行っているということです。

2 ページ以降、新旧対照表ですが、簡単な御説明だけさせていただきます。

まず、第2条ですが、そこを、法の精神を踏まえた文言にしたものと、「歴史公文書等」という定義を変更しております。

第3条ですが、これは特定歴史公文書という定義を法律に則しましてここに挿入しております。

3 ページ、上の方は、いわゆる法律に則しました文言の整理を行っております。

第4条ですが、行政機関から委託を受けた行政文書の保存ということで、中間書庫の規定を設けております。

5条、6条等につきましては、定義変更に伴います文言の整理を行っております。

4 ページ、一番上は条文の整理です。第7条は定義の変更に伴います文言の整理です。

8条です。研修の部分ですが、法文に合わせました研修の目的の規定を入れまして、独法等の担当者等を追加しておるものです。

11条です。これも法の規定に基づきまして、管理状況の報告若しくはその資料の徴収又は実地調査を行うという規定を挿入しております。

12条は、条文の整理を行った上で、5ページになりますが、2項で中間書庫の規定を入れております。

5 ページの下の方ですが、13条、有識者による会議という部分。先ほど御説明しましたとおり、その役目は終わったということで削除しております。

6 ページ、附則ということで、施行日と有識者会議の規程の廃止について入れております。

中身につきましては以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。この一部変更につきまして、何か御質問等ございますか。よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○大森委員長 それでは、私どもとしては了承することとさせていただきます。

次は、予算案についての御説明がございまして、お願いします。

○福井公文書管理課長 内閣府の公文書管理課長でございます。資料2-2を御覧ください。

平成23年度の国立公文書館に要する経費といたしまして、現在、国会で御審議いただいております予算案に、23億8,400万円を計上しております。22年度予算額に比べますと、政府全体の予算については大変緊縮しているところではございますが、公文書館につきましては、4,000万円増で計上させていただきました。

主な新規事項というところですが、勿論、公文書館は23年度から新しい法の施行に入ることによって、それを前にしていろいろな事務の見直し、効率化、合理化を図っていただいた上で、必要な経費を増やしたという予算案になっております。そして、常勤職員8人の増員を行うこととして

おります。また、本年4月1日の法施行に伴いまして、新たに公文書館の方で事務が可能になります。中間書庫の関連経費、電子文書の移管についての関連経費、国際公文書館会議の東アジア総会が23年度は日本で開催されるということで、それに要する経費等を計上しております。

なお、私ども公文書管理課の方でも、先ほど公文書館の方からお話ございましたが、公文書館が保有しております特定歴史公文書等の開示に関する不服申立て等について諮問を受けます公文書管理委員会の運営経費等2,000万円を計上しているところでございます。

説明は以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。という予算案でございますけれども、何かお気づきの点はございますでしょうか。

8人増員はこれでいきたいという希望案ですか。

○福井公文書管理課長 予算案に計上しておりますので、国会を通れば増員されるものです。

○大森委員長 そうですか。よろしゅうございましょうか。それでは、これは御報告を受けたということにいたします。御苦労様でございました。

(独立行政法人国立公文書館関係者退室)

○大森委員長 次は、沖縄機構でございますけれども、本日は機構の運営委員会が開催されているんだそうです。したがって、機構及び沖縄振興局の幹部の皆さん方がここに出席できないということだそうでございます。それでは、中期目標期間終了時の取り扱いについて、課長さんから御説明をよろしくお願いします。

○池永政策評価広報課長 資料3をごらんください。学校法人移行に伴う沖縄科学技術研究基盤整備機構、沖縄機構と言わせていただきますが、業務実績評価について、今後どのようなスケジュールかということをお示ししております。

沖縄機構の第2期中期目標期間は、23年度末すなわち24年3月31日で終了することとなっております。通常であれば、23年夏に中期目標期間の業務実績の仮評価の意見申出を行うこととなります。

沖縄機構につきましては、3月末に文部科学大臣に大学設置等に関する認可申請を行い、その後10月末に、認可が得られれば11月にも学校法人沖縄科学技術大学院大学学園の設立を行うことを予定しております。

このように独立行政法人から学校法人となるわけですが、学校法人の設立とともに、独立行政法人としての沖縄機構は解散することになり、その際、独立行政法人の事業年度及び中期目標期間は終了することとなります。最終事業年度及び中期目標期間の業務実績の評価につきましては、機構は解散してしまうのですが、沖縄科学技術大学院大学学園法という法律の規定により、実際には学園が評価を受けることになっております。

そこで、機構解散後の中期目標期間の業務実績の評価を円滑に行い、また必要に応じて評価結果を今後の学校法人の運営活用していただければという観点から、今年の夏に第2期中期目標期間の業務実績の仮評価を行うということにしたかどうかと考えております。すなわち、独法としては解散してしましますが、独法時代の業務の実績、評価を今後の学校法人の運営に生かしていただくために今年の夏に仮評価を行うということにしたかどうかということでございます。

この中期目標期間終了時の業務実績の評価というのは、中期目標期間終了ということですので、分科会ではなくて評価委員会の役割ということにはなっていますが、これまで同様に、担当する分科会におきまして、事業年度の業務実績の評価と併せて、中期目標期間の業務実績の仮評価の原案を作成していただくということが効率的ではないかと思えます。

このため、夏までに沖縄機構分科会におきまして、中期目標期間の仮評価の原案を作成していただいて、それを8月の本評価委員会で御審議いただいた上で仮評価を決定していただくという進め方でどうかと御提案させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○大森委員長 ありがとうございます。ということだそうでございますけれども、御質問等ございますでしょうか。では、夏の7～8月ごろに分科会で仮評価していただいたものをこちらに御提出いただくという手順でさせていただきますけれども、よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○大森委員長 それでは、そうさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次は北方の方にお部屋に入ってもらいましょうか。

(沖縄振興局新大学院大学企画推進室退室)

(独立行政法人北方領土問題対策協会関係者入室)

○久保田北方対策本部参事官 お世話になっております。北方対策本部参事官をしています久保田でございます。本日は、今後の予定について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

北方領土問題対策協会の業務方法書の一部変更と長期借入金・償還計画の策定に向けた今後の予定について御説明いたします。資料4でございます。御覧いただければと思えます。

本年4月1日に協会の業務方法書一部変更及び長期借入金・償還計画の策定を予定しておりますが、それらに対します主務大臣の認可に際して、法律に基づきまして評価委員会の御意見を伺うこととなっております。

業務方法書の一部変更につきましては、北対協の貸付業務に関連して2点変更を予定しております。1点目は、半年に一度定例で行っております貸付利率の改定に関するものでありまして、3月の直近の基準金利を基に設定するものでございます。

2点目は、これまで利用者からの要望が多々あったものでございますが、貸付限度額の見直し等を予定しております。漁業設備資金、農業設備資金、住宅資金の限度額の見直し等を行う方向で、現在財務省と調整しているところでございます。

次に長期借入金・償還計画につきましては、毎年策定する翌年度の貸付業務を中心とした北対協の業務の実施に関する長期借入金・償還計画であります。こちらの認可に際しては、法律上、財務大臣との協議を要するものです。

以上、2件につきまして、持ち回りでお諮りしたいと考えております。3月中に改めて御連絡させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○大森委員長 これはいつもそうでございますけれども、これは持ち回りでさせていただくことになっていきますので、そういう御了解でよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○大森委員長 それでは、事務方は各委員と連絡を密にさせていただいて、持ち回りで決めていくということにさせていただきます。

○久保田北方対策本部参事官 また準備が整い次第、御連絡させていただきます。よろしくお願います。

○大森委員長 ありがとうございます。

(独立行政法人北方領土問題対策協会関係者退室)

(独立行政法人国民生活センター関係者入室)

○大森委員長 先ほど御説明がございましたように、国民生活センターにつきましては、閣議決定された基本方針によって、抜本の見直しを求められています。そこで既にタスクフォースを立ち上げて検討を始めているとのこと。今日はその現状について、そして今後の予定等について御報告を受けます。

では、よろしくお願いいたします。

○林消費者庁地方協力課長 地方協力課長の林でございます。御説明させていただきたいと思いません。

お手元に資料5が配付されておるかと思えます。3ページ目に、今ほど御紹介をいただきました昨年の閣議決定におきます内容を付けております。細かなそれぞれの業務の見直し項目については、春の仕分けを受けまして、その後のフォローアップで調整してまいった結果でございます。

大きくここで改めて御指摘をいただいたのは、項目番号で言いますと12番の組織の見直しというところでございます。ここでは、22年度から法人の在り方を見直しを行いなさいということになっておりまして、消費者庁の機能を強化する中で、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含めて法人の在り方を検討するという結果が示されております。

この結果を受けまして、先ほど御紹介をいただきましたように、私ども消費者庁では長官、次長以下と、国民生活センターの理事長始め3人の理事にもお入りいただいて、両方でタスクフォースというのを立ち上げまして、現在検討しておりますところでございます。

1枚戻っていただきまして、現在の状況を御説明させていただきたいと思えます。

資料5の頭に12月24日という日付が入っておりますけれども、これは昨年末、第1回目のタスクフォースを開催いたしました期日でございます。趣旨は今ほど申し上げたようなことで、年末に閣議決定をされました基本方針を踏まえて、在り方を見直しを行うというための場としてこのタスクフォースを設けさせていただきました。

主な検討事項とスケジュールについては2.で記載しておりますけれども、まず、基本方針では、共通的な機能についての見直しの視点というのが示されております。本日は個票しか付けておりませんけれども、その中では試験・研究とか研修とか情報提供といったような、それぞれの法人が果たしております機能ごとに、例えば民間団体に委ねることができないのかとか、地方との役割分担とか、そういった視点で検討しなさいということが示されております。

○池永政策評価広報課長 先ほどの資料1-4に共通方針が出ていますので、適宜参照していただ

ければと思います。

○林消費者庁地方協力課長 そうした視点を踏まえて、国民生活センターが現在実施しております業務、機能について、それぞれ論点の整理というのをまず第1回目にさせていただきました。

2回目は1月28日に行いましたけれども、ここではそれぞれの論点について、私ども消費者庁と国民生活センターの考え方というのをそれぞれ整理したものを意見交換したということがございます。こうした過程を通じて消費者庁へ一元化可能なものがあるのかないのか。民間や地方に移行可能なものがあるのかないのか。そういったことができない機能について、どういった主体が担うことが妥当なのかといったことについて順次検討を行ってまいることにしております。

この検討に当たりましては、随時機能ごとに有識者との意見交換を実施することにしておりまして、2ページ目に当面のスケジュールというのがございます。実は来週2月16日に第3回のタスクフォースを予定しておりまして、いよいよ機能別の検討に入ることにしております。相談、研修、ADRというのを3回目では取り上げることにしておりまして、それぞれの機能について、有識者の方をお招きして意見陳述をしていただいて意見交換をさせていただきたいと思っております、これに引き続きまして3月上旬、下旬に4回目、5回目のタスクフォースを行うことを予定しております。そこでは商品テスト、情報収集・分析・提供といったような機能について意見交換を行うことにしております。

スケジュールとしましては、4月以降にタスクフォースにおいて中間整理案というのを議論いたしまして、これを基に公開ヒアリングですとかパブリック・コメントといったものを実施してまいることにしております。なお、このタスクフォースにつきましては、当初記者の方にお入りいただいて公開で開催させていただきました。2回目以降はカメラを入れまして、映像をオンデマンドで見ただけのような形にしまして、全国どこの方でもホームページにアクセスしていただけるような環境があればご覧いただけるような形で、今後とも検討を進めさせていただきたいと思っております。

また、1枚目に戻りますけれども、独立行政法人制度そのものの在り方については、別途行政刷新会議の方で検討が進められると承知しておりまして、この検討の内容をまだ今のところ明らかになったものはございませんけれども、十分踏まえながら最終的な検討を行ってまいりたいと。その上で、本年の夏をめどに検討結果のとりまとめを行いたいと考えております。

以上でございます。

○大森委員長 そういうことだそうですね、何か御質問、御意見等ございますか。これは福嶋さん自身が仕分け人だったのでね。

どうぞ、お願いします。

○山本委員 今、消費者庁と国民生活センターでタスクフォースで、聞くところによるとガチンコ勝負をやっておられるということで、私も大変興味、関心を持ってながめさせていただいておりますし、またこういった問題に関心のあるいろんな団体であるとか、パブコメもとられるでしょうし、あるいは消費者委員会とかいろんなところでこれから御意見が出てくると思います。

したがって、余りここで細かいお話を、まだこれから検討されるときに申し上げることは、船頭

が多くなってもよくないので控えたいと思いますが、私もガチンコ勝負を眺めさせていただいて気になるのは、行革サイドの世界と消費者政策の世界というのは住んでいる世界が違うので、なかなかコミュニケーションが成り立っていない。そこのすり合わせをこれからしっかりやっていただきたい。

例えばセンサー機能という言葉も、消費者政策分野では長い歴史のある概念で、かつて都道府県と市町村との間で相談業務がどちらの役割かというようなことが、当時の消費者保護基本法、今の消費者基本法の下で問題となり、自治体における職掌分担についてどう考えるかということを経験した際に、当時の内閣府国民生活局とか国民生活審議会の部会等で議論して、徐々に固まってきた概念なんです。

それについてメスを入れて、更に精査するという事は、非常に重要なことだと思いますけれども、タスクフォースで今交わされている議論を聞く限りは、PIO-NETを見ておけばセンサー機能は果たせるというようなことが述べられていて、ちょっと違うのではないかなと。PIO-NETで見ると現実に臨床の仕事をやっているのとは、特に取引分野などでは全然違うんです。そこをしかし、国民生活センターが直接相談しなければセンサー機能を担保できないのか、代替の措置は何かないのかを更に議論していただくということになるかとは思いますが、現状のPIO-NETを見ておけばセンサー機能は果たせるはずで、したがって直接相談が廃止されてもセンサー機能が失われることはないかなという議論がされるのは非常に大丈夫かなという感じを受けます。

私はこういう仕事をやっていますけれども、昔、東京都の消費生活センターで相談員さんたちと毎月研究会をすることということもやっております、私のように研究者として消費者問題について考える者では到底間に合わないような現場におられる相談員さんたちのノウハウというものがあるわけなんです。そこが失われるということになっては今後非常に問題が生じると思います。これは、一例でありますけれども、ほかの論点についてもしっかりと議論を闘わせて、是非いい方向で結論を出していただければと思いますので、一言申し上げておきたいと思います。

○大森委員長 ありがとうございます。ほかに御意見等ございますでしょうか。

大河内先生、どうぞ。

○大河内委員 私も国民生活センターさんと長い付き合いをしまして、時にはいろいろ不満を申し上げてきた経緯もあるんですけども、国民生活センターの在り方というのはずっと長く何回も何回も検討されてきて、そして今の姿になっているわけで、そのことを抜きにいろいろ話をされても国民生活センターさんの方も難しいかなと思うんですけども、タスクフォースを私も聞いておまして、中身はいろいろだったんですけども、私たちとしては国民生活センターさんの方がもう少し自己主張をなさった方がいいのではないかと。

頑張っておっしゃっていらっしゃるんですけども、もっと御自分たちの存在意義を訴えられた方が聞いている私たちにとってはわかりやすい。どちらかというと、消費者庁の方が押し押しの感じに聞き取れますので、自分たちの存在意義について自己主張をなさるといいのにと感じています。

○大森委員長 伺いますけれども、仮に一元化、要するに国の機関に戻すということになるんです

か。どういう形態が考えられるんですか。

○林消費者庁地方協力課長 1つの選択肢として、消費者庁への一元化というのが例示として挙げられています。そのときにはすべてかどうかはともかくとして、ある必要な機能を消費者庁に組織として持ってくるということも1つの選択肢としてはあるんだと思います。

○大森委員長 センターがやっていた機能は、今はセンターの施設があって、建物があって、そこで活動が行われているので、そういうものは一元化しても存在し続けるのでしょうか。

○林消費者庁地方協力課長 施設設備については、例えば仕分けとは別に、品川にあります東京事務所は品川の税務署と合築なので、品川の税務署の移転に伴ってあそこはどかなければいけない。その仕分けの中では研修施設としては相模原の宿泊可能な研修施設があるんですけども、これは類似の稼働率の低い研修施設と同じように廃止をなさいと言われていています。そういった部分はどちらにしても廃止をせざるを得ない部分がありますけれども、結果的に残さなければいけない機能、そのために必要な施設設備というのは、どういう形態にしる残さないといけないと思っております。

○大森委員長 そのときは独法になる前のセンターは何でしたか。

○林消費者庁地方協力課長 特殊法人でした。

○大森委員長 特殊法人ではなくて、特別の機関みたいにして出先機関になるんですか。そういう場合はどういうことが考えられるんですか。

○林消費者庁地方協力課長 特別の機関というのも1つの選択肢としてはあると思います。消費者庁の行政組織そのものということもあると思います。いずれにしても、とにかく最終的に何かの形態を決めているわけでは現在ありませんので、いろんな形態は可能性としてあり得ると思います。

○大森委員長 ほかに御意見はございますでしょうか。前に余談でしゃべったときに、仮に独法を廃止してその機能を本省の方へ統合するということになる、本省全体の方の行革の一環になるので、したがって、現在のセンターが保持できている予算とか、実際の活動を担保している予算とか人員というのは全体の中でカットされていくのではないのかなということを聞いた覚えがあります。

だから、そういうことはありえますでしょう。独法であるがゆえに独法運営費交付金ですがけれども、独法の活動がある程度切り離されてやっているということだから、その活動を支えなければいけないので、予算と人員配置が行われるわけでしょう。

ところが、本省の中に全部組織として積み込まれると、全体の中でいろいろカウントされることになりますね。そのときに従来のような機能が果たせなくなるかならないのかということは判断が必要ですね。

○林消費者庁地方協力課長 この時点でお答えするのはなかなか難しいんですけども、仮定の話として、組織として消費者庁に一元化をすると、必ず不要というか、重複するのは管理的な機能。例えば予算とか人員を管理するためのセクションというのはかぶってまいりますので、そういう意味では当然今の足してそれで終わりということではない可能性があると思います。

いずれにしても、消費者庁自体も今年 53 名の増員を認めていただきましたけれども、今後消費者庁自体の国民生活センターの機能をどうこうすることとは別に、消費者庁自体がどう

なっていくのかということと併せて組織的には考えていけない問題だと思っております。

○大森委員長　そうですか。これは今後検討が進むことですから、どうしてもお聞きするという立場ですけれども、今後とも御報告を伺うということでよろしゅうございますか。

それでは、この件は御報告を伺ったということにいたします。御苦勞様でした。

何かセンターの方で理事さんが一言述べたいことはございますか。

○古畑国民生活センター理事　せっかくの機会なので一言述べさせていただきます。よくガチンコとおっしゃいますけれども、ガチンコというのは能力とか権力その他ポジションが同じ立場の人が忌憚なく意見を述べ合うのがガチンコであって、主務省庁と独法というのは明らかにポジションの差がありますので、そういう言い方はふさわしくないのかなとは思っています。

PIOは確かに電子情報ですので、そこが血の通ったというのは言いづらい。国民生活センターが余り声を上げないというところも、やはり組織防衛という形に見られたくはない。我々は、福嶋長官のおっしゃる消費者行政の強化というのは一体何なのでしょうかとということとをずっと問わせていただいている次第です。

組織の承継その他ということもあるのでしょうかけれども、それではなくて日本の消費者行政がどうあることが地方支援になるのか、そちらの方の論点から入っていくのが本筋ではないかと思っています。そういうような論点で意見がかみ合わないように見えるかもしれませんが、確かにシナリオがないという意味ではガチンコとおっしゃっているんでしょうけれども、そういう形で意見を言い合っていくということになると思います。

○大森委員長　行政刷新会議の方でこれをまとめたときにもヒアリングがあったんですか。それはなかったんですか。

○古畑国民生活センター理事　それは明示的には特にございません。

○大森委員長　だそうでございますけれども、この件は以上とさせていただきます。御苦勞様でした。

(独立行政法人国民生活センター関係者退室)

○大森委員長　前回委員会で話題が出まして、それぞれの皆さん方の部会でいろいろ評価の作業を行っていただくときの評価の基準につきまして、内閣府の独法としての評価をどういう基準で行うかということについて少し問題提起がございましたので、それについて事務方の方から御報告があります。よろしくお願ひします。

○池永政策評価広報課長　それでは、「内閣府独立行政法人評価基準について(案)」ということで御報告させていただきます。資料6をごらんください。

御報告に先立ちまして、既に前回にも御説明した内容の繰り返しになって恐縮ですが、業務の実績評価は通則法で独立行政法人評価委員会、本評価委員会の権限となっておりますが、政令において各分科会で処理することが規定されています。

更に政令や議事規則、委員会の決定によって、各事業年度の実績評価は分科会での議決事項となっておりますので、各事業年度の実績評価に用いる評価基準は、各分科会で決めることとなってい

ます。すなわち、評価基準というのは分科会で決めていただくとなっております。

評価基準につきましては、8月の評価委員会、または11月の評価委員会で御意見をいただいております。参考2-1は8月の評価委員会、参考2-2は11月の評価委員会での評価基準に関する御議論について、先生方からいただいた御意見をお示ししております。

11月、前回の評価委員会では、参考3、参考4、参考5でお示ししておりますが、参考3は各府省の評価基準を一覧表で比較したものでございまして参考4のエッセンス、参考4は総務省でまとめました各府省の評価基準です。

この参考3、参考4を見ていただきますと、各省必ずしも統一が取れていないということがわかります。参考5というのは、総務省の方で評定区分・評価基準の統一に向けて議論された時の資料です。これは総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会（政独委）で検討がなされたものですが、政権交代によって統一への動きといったところが当面凍結されてしまいました。以上のようなことを前回の評価委員会で御説明したところでございます。

前回の評価委員会では、大森委員長から法人にもヒアリングをしてということをお示しいただきましたので、私どもの方で各法人に対して評価基準について照会をかけさせていただきました。

資料6をごらんください。まず過去3年間の年度評価を対象にして、各法人が自己評価するに当たり、現在の評価基準で判断が難しかったということはありませんかと聞いたところ、難しかったという回答はございませんでした。

しかしながら、各分科会において、委員から評価に当たって意見が分かれたりとか、議論があった事例ということについて情報提供がありましたので、それをいくつかのグループに分けて整理いたしました。

まず最初のグループですが、評定区分のメッセージとなっております。評定区分というのは参考3でもお示したように、内閣府の場合ですとAだと「満足のいく」、Bだと「ほぼ満足のいく」、C「やや満足のいかない」、D「満足のいかない」、A+は「特に優れた」といったA、B、C、Dを付けるということについてでございます。

この事例に挙げました最初の2つの○というのは、他省との違いについて御議論があった点でございます。最初の沖縄機構の例ですと、計画どおりの場合、例えば経産省ですと計画通りならばBとするのだけれども、内閣府では計画に見合っていればAというような御指摘がなされました。

また、2番目の例ですと、北対協で農水から意見が出されたときに、農水の言い方が「概ね順調」ときたと。農水の法人の中では概ね順調がBという評価になっているということで、そこについては農水側に状況を聞いたりしたところ、特にBということをお頭に置いたわけではなくて、概ねと入った理由がそれほどはっきりしたものではなかったといったこともあったようでしたので、これは分科会ではAにしたということでございます。このように他省との間で少し確認すべき事項が生じたようなことがございました。

3番目の○は、成果を重視するのか、努力を重視するのかという例です。国民生活センターの例で、計画は未達成だったのですが、努力を評価してAとしましょうという見方もあれば、計画は未達成なのだからBなのだということで御意見の違いがあったという例があります。

4番目も国民生活センターなのですが、調査研究の取組みについてどういう視点で見るかということで、テーマ設定や進め方に努力が十分ではなかったという御意見もあれば、一見同一テーマに見えるのだけれども、それを掘り下げてやっているのだからといった見方、そういう見方の違いがあったという例がございました。

2ページ目、これは沖縄機構ですが、警告を発したい場合に評定区分との関係をどうするかということで、これは警告を発したい場合にCをつけるのかどうかといったところの議論があったようでございます。

2番目のグループですが、これは外部要因によって計画が未達成だったといったときにどういふふうに評価したかということでございます。これは3つとも計画が達成できなかったのが法人の責任といえない場合でございました。

最初の例ですと、国立公文書館でデータを提供してもらおうということですが、それは他機関から提供してもらおうということでしたので、そちらの方が遅れてしまったということで自己評価不能とされました。ここは評価しなかったということになります。

2番目は国民生活センターの例ですけれども、これは途中で国の方針が変更されたということで達成はされなかったとか、これは難しいとかわからないといった判断もあったのですけれども、最終的にはBになったという例でございます。

3番目は北対協でございますけれども、これも国の方針の決定に時間がかかってしまったということで、実際に契約を締結するという目標に契約に至らなかったということでCという御意見もあったのですが、これは国の方針変更によるものだというので、御議論の結果Bになったというものがございます。

次のグループは評価に苦労された例です。資料6の4ページ目は、各法人の実際の項目別評価表を対照したものでございます。大体各法人とも同様の様式をとっており、若干文言の使い方とか違うのですが、北対協の場合は、評価基準という中でA、B、C、Dをつけるに当たって、評価基準として例えば研修の内容、参加人数は妥当か、研修により能力は向上したかというのを挙げたということがございました。

これに対して能力が向上したかというのは評価が難しいという御意見で、そこはより評価の材料としての実績報告の書き方に工夫が必要なのではないかといった御意見が出されたようです。

各法人また各部局からの情報提供では、現在の評価基準自体に大きな問題があるとか、直ちに変更が必要だといったような御意見はなかったのですが、幾つか認識を共有していただいた方がいいかなと思われる点がございましたので、資料6の3ページ目に論点の例ということで、事務局で示しております。

まず1番目は、目標を達成した場合、計画どおりの場合の評定区分。内閣府ではAという御認識のようでしたが、それはそういうことでしょうか、ということが第1点目です。

第2点目は、目標を達成していない場合の評価をどうするのかということで、そのときに達成していないのだからAではないとしても、Bにするのか、Cにするのか。それを区別するものは何なのかということです。皆さんの御議論の中にあっただのは、達成できなかった要因というものご

まで法人に責任があるのかといったところで、法人に責任がない場合はBなのかというような例があったということです。

では、今度はCとかDとかという評定区分はあるのですけれども、どういった場合にCをつけるのか。警告を発したいなどということと関係するのかどうかといったような論点があると思います。

3番目は指標と実績の示し方と書いてございますが、評価が困難なものとして、職員の能力向上というのが例として挙げられていたのですけれども、そのほかにも先生方が評価というのに携わっておられて、こういったものの評価は難しかったとか、こういうときにはこういう工夫をした、ということがありましたら、そういった情報をシェアしていただけたらいいのかなと思っております。

事務局としましては、今日出た御意見、御議論を整理しまして、今後また各法人が評価していくに当たって参考にしてもらうべく情報提供していきたいと考えております。

以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。総務省が全体としての評価基準を統一していきたいという動きがあったのですね。それがペンディングになっているんですね。

○池永政策評価広報課長 そうです。参考5の3/4と書いてあるところで、総務省の政独委の方でも評定区分を統一したらどうかということで、ここで出ているのは初期の目標を達成しているところを標準にして、それに対して「+」だ、「++」だ、「-」だ、「--」となっています。この統一化の動きそのものが今は停まってしまっています。これについては、先ほどから再三問題になっております、独立行政法人の抜本的な見直しという組織や制度の見直しという中で、ではそれに対する評価をどうしていくのかというのが連動してくることになると考えられます。ということで、こういった評定区分、評価基準みたいな話というのは今は凍結されているという状態でございます。

○大森委員長 ということだそうですねけれども、今日は少し今のような整理が行われていますので、皆さん方の方でお気づきの点があれば出していただいて、今後議論を深めていただく。今日何か決めるということではございませんで、このような整理をしていただいていますので、少しいろいろ御意見を出していただけたらどうかと思うんです。

細かく見ると、いろいろ違うものですね。各分科会の方のお決めになることですから、余り強く画一的にしなくてもいいんですけれども、せっかくですので御意見があれば出していただいて。

どうぞ、お願いします。

○平澤委員 先回、私は欠席して、そこで御意見があったのかもしれないんですけれども、評定区分の表現内容が何を意味しているのかということの解釈に関して、多少私自身至らない点があったのではないかなと思っております。

それはAの「満足のいく」という表現ですけれども、「満足のいく」というのは計画どおりで「満足のいく」ということほかに、計画とは離れて評価者の価値基準に照らして「満足のいく」という要素も含んでいるのではないかと思うわけです。

実際に評価の現場で議論してみると、提示されている目標を達成したかどうかということだけで判断しているかということ、勿論それは最初のよりどころになっているわけですが、そもそも

立てた計画の目標自体の信頼性、妥当性の方にも問題があるケースもあるわけですので、議論の中で出てくる意見というのは、評価者の価値基準に合わせた意見というのが出てくるのではないかなと思います。

だから、計画に対してだけを基準にして決めた評定区分ではなくて、今のような幾つかの判断するときの判断形式、判断のよりメタなカテゴリーというのが何通りかあって、それらを使い分けながらこの評定区分に併せて考えていく。そのように考えてくれば、計画どおりで価値基準から考えればほぼ満足がいくといったようなのがBだと。価値基準から考えて満足がいくというのはかなりできがいいという要素を含んでいるだろうから、総務省が提示したようなBを基準にするという言い方で内閣府の表現もされている、そういうふうに合致しているのではないかと判断してもいいのではないかなと思っております。

○大森委員長 なるほど。当初の設定している目標が量的にはかり得るようになっていて、自己評価の方も例えばAのところにつけていって、つまり数値でこれ以上達成したらAであるという自己評価をしていきますね。そのときはほぼ自動的に量的な判定になるとそれを取っていますね。だから、質的な議論になったときにどういう材料で、果たしてこの目標は立て方が妥当であったかどうか、独法そのものの責任と言いきいんだけど、やはり計画に書いてあるとおりの現実がいない。それでどういうふうに評価すればいいかという意見が出るとかということはあると思うんです。

やはり質的な総合的に私どもが検討して評価するということで、今のように少しどういう価値基準でお考えになっていくのか。量的なものはそんなに大きな問題点ではないでしょうか。

○平澤委員 経済産業省の場合には、量的と質的という2つに分けた判断をしている。AないしAAになるというのは、Aの場合には量的ないし質的に計画を凌駕している。これはかなり凌駕しているという感じでしょうか。両方ともかなり凌駕していればAAというふうに判断するとき常に量と質を分けて考えている。

また、論点の中にも出てまいりましたが、年々評価するわけで、パフォーマンスレベルというのはだんだん上がってくるわけです。前年度に比べた増加分で判断するのか、それとも到達したレベルで判断するのかというのがまた議論が混乱している1つの原因になっているように思います。

我々はレベルで判断する、増加分だけで判断すると、これはなかなか現場としては苦しい話になってしまうわけなので、一気に努力をするのではなくて徐々に努力をする形に、そういうような弊害もあり得るわけですから、前年に比べてそれほど増加分はないけれども、レベルは高く保持されているというのならばいい判断にしようというふうに考えております。

○大森委員長 もう一つ、今までやったことの中で、私どもが評価した法人の中で任期が来て理事長さんがお辞めになるとするでしょう。そのときにこちらの評価の点数から退職手当を判定しているんです。大体1.0とっています。そうすると、従来私どもがある種の基準でやってきて、退職手当についてもそれでカウント、計算すると1.0を満たしているのではないかとというふうに認めていますね。あれとの関係が出てくるのではないかとちらっと思うんです。だから、うんと厳しく

していけば、論理的に 1.0 に到達しないということになるのではないかとということもあるので、意外とそれは重要なことを含んでいるのではないかなと思うんです。そういうことは考えなくていいのかなと。

先生、どうぞ。

○山本委員 幾つか申し上げたいことがあるんですが、事務局からの最初の説明で、分科会で基準を決定するということでした。これは中長期的な話になるかもしれないけれども、それは全体でいえば比喩的には5%ぐらいの表現ぶりを分科会で決めるという話だと思います。

この参考にも各府省ごとに基準が出てきますでしょう。基準自体は親委員会で本来決めるべき話で、そこから先の法人の特殊性、個性を踏まえて表現ぶりを多少手直しをする、例えば研究面も関係する法人だから、表現が適切ではない場合に適宜修正するという話ではないかと思います。ただし、今の制度はそうではなくて、建前上は分科会で決めるということなので、ここでは決められないということであればそれはしようがないかもしれないですけども、論理的には各分科会で5段階とか4段階とか全部ばらばらで内閣府の独立行政法人評価委員会はダブルスタンダード、トリプルスタンダードだということもあり得るということではそもそもない。基本は統一しなければいけないので、その部分は本来親委員会でやるべき話ではないかと私は思います。そのために今議論をしているんだと思います。

これは評価という仕事を同考えるかという評価観に関わるんですけども、私は評価は評価基準に照らして客観的に行う客観評価だと思っておりまして、それは定性的な指標による定性評価の場合もそうであって、ルールブックは評価基準なわけでありますから、それを第三者委員会として適用するというのではないかというふうに理解しています。

各評価者の価値判断にルールがあるというのは、建前からするとおかしいように思います。ただし、当然当てはめの場面でそれぞれの評価者の判断が入ることはそうですけれども、ルールはあくまでも評価基準に含まれているのであって、そのルールを当てはめる。私どもはピアレビューを行っているわけでは基本的にはありませんので、その法人の業務については法人のプロがやっておられることで、それを言ってみれば第三者としてその業務に携わっている人と同じレベルでは精通していないけれども、しかし、ルールを当てはめて第三者として評価するということであるから、おこがましくもいろいろ注文をつけたりこれは違うのではないですかということができるのであって、私が個人的にはそう思うということをするのではないと、私はこの評価の仕事を考えています。

私自身もむしろ第三者から評価されることが非常に多いんですけども、その評価者が、その評価者の仕事として、その制度において評価基準が定まっております、その評価基準によって判定が下されているということであるから、その当てはめのところでいろいろ意見を評価される側として述べることもありますけれども、それで評価が下ればそれで納得するというものではないか。評価される側にとっても、私の主観でこうやっていますと言われたのではたまったものではないと考えていますので、そこがそもそも非常に理解の分かれるところではないか。

内閣府が採用しておられる満足という基準も決して評価者の主観的な価値基準を述べていて、そ

れを反映させなさいということではなくて、定性評価の指標の場合には量的な基準がないものですから、言わば客観的な達成度をサテイスファイドという形で、やや緩和した形で表現しているということではないか。定性基準であっても客観的な達成度評価をするということではないかと理解しています。

目標自体の信頼性への評価も含めてということですが、これについても非常に難しいと思うのは、中期目標というのは政府が設定されるものなんです。それを受けて中期計画、年度計画を法人が設定する。だから、我々が最大限評価の対象にできるのは、中期計画、各年度計画でありますし、またはそれを評価段階において初めて言うというのは適切ではなくて、この委員会などで計画を伺う段階で、その計画はおかしいのではないですかとあらかじめ言わなければいけない。夏になって評価の段階でこの計画はよくないということその段階で言うのは評価される側にとっても非常に困ったことになるわけで、基本的にはルールブックに照らして計画を達成しているかどうか、その判断だと思って今までやってきました。ですから、そこは目標の妥当性も含めて価値判断を入れてするということになりますと、実際の実務というか、この夏もまた回ってくる実務が非常に難しくなる感じを持って伺っていました。

○平澤委員 大変な誤解があるので。

○山本委員 それは今すぐ後にお述べください。

実際に先ほどの資料6で示されましたように、国民生活センターについても評価に悩む事例が出てきております。この夏の作業に向けていろいろこういう場合どうするのかなというところが疑問になるような事例が出てきましたので、私自身はこの点はどうなんですかということで問題提起させていただいているということです。

誤解があったようですので、平澤先生。

○大森委員長 どうぞ。

○平澤委員 基本的にはお考えと私は一致しています。ただ、程度の問題なんです。勿論、価値判断というのが入ると申しましたけれども、それを優先して恣意的に個々の人の判断でやるという意味ではないわけです。

しかしながら、基準をつくってあっても、その基準の適用の仕方のところでもどうしてもそれぞれの背景からくる価値的な側面というのは入ってしまうわけです。ですから、その部分を含めて満足がいくかというような話だろうと思っております。この点は恣意的にやるという意味では決してないですから、誤解のないように。

もう一つは、目標は大臣が与えるけれども、計画をつくる、その計画の中のターゲットをつくるといったようなものは法人の側がまず原案をつくり、それを委員会でこういう基準でやりましょうということを議論します。それは3月の時点で、あるいは2月ぐらいの時点でやっているわけです。

しかしながら、具体的な話に入ったときに、そこで決められているとおりで判断できるほど詳細には通常つくられていないわけです。我々、年度ごとの評価をやりながら、だんだんそういうことが詳細に判断できるようになっていっているわけです。最初からルールブックがあってそれを機械的に適用すれば判断できるというようなそんな生易しいものではない現実の仕事というのはない

わけです。

ですから、そういう中で補てんしながら、全体のバランスを失わないようにとか、いろんなことを考慮して我々は判断しているというのが実態だろうと思うんです。実際のこの10年の経過を見ても、例えば私は最初から加わっていた経産省は評定区分が3段階のところもあり4段階のところもあり5段階のところもあった。これは独法ごとに違っていたりしたわけです。そういうばらばらな状態から毎年議論を重ねながら評定区分ぐらいは統一しようとかという話によりよくなってきた。このような話の中で、我々は議論しているんだということを背景として少しお考えになるべきだろうと思います。

もう一つ、評価項目と実績との対応のところ研修により能力が向上したかということの評価という話なんですけれども、能力の向上ということに関しても、例えば私が経験している法人の場合ですと、職員の仕事の内容が国内的な委員会での責任を持つところから、次第に国際的な責任を持つようなものになっていくという、これは研修の結果なんですけれども、向上していくといったようなケースがあったわけです。

ですから、能力というのを最初からものさしをつくってはかるといったようなことはなかなか難しいわけなんですけれども、能力の向上というのは国際的な立場で活動できるような能力を目指してやるとかといったのが目標としては挙げられていて、そういうものに達したらばランクが上がっていくといったようなこともあるわけです。

数量化できて指標化できるというのもそう簡単にはいかななくて、しかしながら、我々共通認識として持てるようなものを手がかりしながら判断していくということをやっているのが実態だろうと思います。

○大森委員長 どうぞ。

○山本委員 今回の平澤先生の御説明を伺って、私も恣意的という言葉は使っておりません。現実に客観基準を適用するとは言っても、そこで実際にやるのは人間ですから、そこで個人の判断、主体的な判断が関係するということはそのとおりだと思います。もしかしたら、先ほどのやりとりというのは表現の違いにすぎず同じことを述べているという事かもしれません。

ただ、私は法律をやっていますのと、先生は工学の専門家ですので、表現が違って来たかもしれません。また、勿論、法律をやっている人間もいろいろ考え方の違いがあります。

もう一つ、アウトカム指標をもっと活用しなさいということで、先ほど別の案件で国民生活センターについても総務省の方から、情報提供であるとか、データバンクの整備が、実際の消費者被害の拡大、発生防止にどれだけ寄与しているかも含めて評価しなさいという注文が出てきています。

これは事務局の問題提起の論点3に関わるわけなんですけれども、これも非常に頭が痛いと思っております。先ほどのやりとりとは別の論点ですけれども、昔から消費者教育とか消費者に対する情報提供に関して、もう少し客観的な効果についてはかかるような基準を立てて評価すべきではないかということが、総務省に言われるまでもなく、消費者政策の内部でもずっと言われてきたのですけれども、ではどういう指針を使ってどういうふうに評価しているのかということはどうもおっしゃらない。アウトカム指標による評価をしたらいいいということは皆さんおっしゃるんだけど、

具体的にどういう指標があるのかということについてはなかなか検討しても出てこないという問題でありまして、その辺が今後の課題ではないかと思われましたので、一言付け加えさせていただきたいと思います。

○大森委員長 ほかの方々に。伊集院さん、何か御意見はございますか。比較的早くから委員をやっている方々が数人おいでになるんです。

○伊集院委員 ただ今の両委員長のご意見もともと伺っておりました。評価のあり方については、私どももいろいろと悩みまして、AにしようかBにしようか、こちらの方はCでいいのではないかとか、そのような場合もままあったりということで、定性的な基準の判断をしなければならない場合は、特に評価には苦勞致しました。国民生活センターで一緒する山本先生と、平澤先生とは沖縄分科会で一緒させていただいており、そのお二人のおっしゃっている意味がそれぞれに納得でき、もともとと思います。沖縄の場合は、独法として何もない初めてのところから、評価項目を設定し、定量定数で評価できにくいようなところをどういうふうに評価していくのか。その辺は、国民生活センターの評価を最初に携わって、通常経験して来た評価のありようとまた違っている、つまり定量定数で判断しにくい部分が多いため、戸惑いみたいなものが最初にありました。ですので、よりどころとなる確定的な基準やルールブックなどが無い以上、その評価に対しては、時間をかけながらひとつひとつ基準を打ち立て判断していくしかないと感じてきました。やはり、悩みながらこれからも評価していくんだろうと思います。決して恣意的なものでもなく、それぞれいろいろな立場からいろいろな考え方の委員が、1つの年度の評価項目を検討しながら評価していく事に意義があると思います。

○大森委員長 大河内さん、何か一言ありますか。長い間やっている委員、お二人指名しているんです。恐縮ですけども、今までの御体験上、何かご発言ください。

○大河内委員 私も国民生活センターさんと長いお付き合いをしまして、時にはいろいろ不満を申し上げてきた経緯もありますけれど、国民生活センターの在り方というのはずっと長く何回も何回も検討されてきて、そして今の姿になっているわけですから、そのことを抜きに話をされても国民生活センターさんの方も難しいかなと思います、タスクフォースは私も聞いておまして、中身はいろいろだったんですが、私たちとしては国民生活センターさんがもう少し自己主張をなさった方がいいのではないかと。

頑張っておっしゃっていらっしゃるんですが、もっと御自分たちの存在意義を訴えられた方が聞いている私たちにとってはわかりやすい。どちらかというと、消費者庁の方が押し押しの感じに聞き取れますので、自分たちの存在意義について自己主張をなさるといいのにと考えています。

○大森委員長 もう一つ、これは一種の合議でやっているものですから、特に定性的な判断。そうすると、当初一人ひとりが判断してその情報を集めて合議にかけますでしょう。そのときに議論しますね。そうすると、当初私はこういうふうに評価をつけたんだけど、皆さんと議論した結果として、これは自分として修正していいというように合議の持っている意味もあると思うんです。その中で私どもとしては外へこの評価が出ていっても、もし説明せよというのだったら自分たちはこういうふうに議論してこうやって決めたものだということを言えますので、合議の持っている意味もあると思っていて、結構私などはきつくつけたんだけど、そうならばこれはこういうふう

に考えていいし、それは断固として違うのではないかと言ったりしますので、私どもがお互いに合議の中である妥当な評価をきちっとやっていくということも非常に大事なことはないかと思えます。

できるだけ余り評価が分散しない方がよろしゅうございますけれども、場合によると少し議論した上で決めるということは当然ながらあっていいことでございますので、そういう点はそれぞれの部会ごとに少し内容が違いますので、余り細かいところまで統一することはございませんけれども、内閣府全体が承っているここで親委員会がございまして、各部長さんの間である程度共通した尺度みたいなものがあってそれを適用するという事ではないかなと思っております。

なお、この議論、今後深めていただいて、皆さん方の間である共通尺度みたいなものがおできになればそれでいいのではないかと考えていますので、本日は以上でよろしゅうございましょうか。課長さんもよろしいかな。

○池永政策評価広報課長 はい。ありがとうございました。先ほど申し上げましたように、今日いただいた御議論につきましては、事務局で整理いたしまして、各法人の評価に生かしていただけるようにきちんと情報提供させていただきます。本当にありがとうございました。

評価基準については以上として、事務的な御連絡を少しさせていただきます。今後の予定についてでございますが、資料7をごらんください。まず右側の分科会でございますが、7～8月にかけて、各法人から22年度の業務実績等についてヒアリングを行うため1回、またその結果を分科会として評価決定していただくために1回と、合計2回開催をお願いしたいと思っております。

沖縄機構につきましては、先ほど申し上げましたように中期目標期間終了時の仮評価についても併せて御審議をお願いしたいと思っております。

本評価委員会でございますが、各分科会で7～8月にかけて御審議いただきました各法人の年度評価、沖縄機構の仮評価につきまして、各分科会長から御報告をいただき、御審議いただくということで、8月辺りに開催ということでお願いしたいと思っております。

10月以降の日程につきましては、沖縄機構の解散時期が今の段階ではよくわかりませんので、8月の評価委員会の辺りに改めて御連絡をさせていただきたいと考えております。

本日、気が早いのですが、7月、8月の日程確認表というカレンダーを配付させていただいております。既にもうこの段階で御予定がおありの方もいらっしゃると思いますので、そういうお決まりの御予定があればお書きいただいて、本日お帰りの際に事務局に提出していただければ幸いです。

本日御提出が難しい場合には、近日、事務局よりメールで同じカレンダーを電子ファイルでお送りいたしますので、御記入いただいた上でメールまたはファックスでお送りいただければと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

日程関係は以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。本日は以上ということでございます。

○武川政策評価審議官 では、最後でございますが、以上をもちまして今年度の評価委員会は終了となります。ありがとうございました。

ここで今年度で大森委員長の任期が満了となりまして、再任もかなわないということでございますので、大森委員長が御出席いただけるのは本日が最後の委員会となりました。大森先生には、ちょうど独法制度が発足いたしまして、平成13年、内閣府ができたときの第1回の評価委員会以来、5期10年、今回で親委員会だけで41回開催されておりますが、長きにわたりまして委員長として御指導いただきまして、誠にありがとうございました。

また、同時に、公文書管理分科会、現在防衛省になっておりますが、駐留軍等労働者労務管理機構、国民生活センター、北対協の各分科会にも御所属いただきまして、精力的な各法人の評価、御指導にも御尽力いただきました。大変ありがとうございました。

それでは、最後に大森委員長から一言ごあいさついただければと思います。

○大森委員長 恐縮です。今、御紹介がございましたように、ここに変遷表があるんですけども、平成13年2月15日に私が第1回目から委員をさせていただいているんです。最初に次官にお目にかかったときに、内閣府の独法はどうしてこんなものを独法に出すんですかと言って、引き受けたんですけども、最初から個人的に変だなと思いつつ、一刻も早く辞めたいということを繰り返して申し上げてきたんです。無礼かもしれませんが、実はこれは下支えのような作業でして、お忙しい先生たちがこれに参加していただくだけで大変で、しかも途中でお辞めになると補充しなければいけないものですから、皆さん方にいろんな意味で御協力いただいて、大変恐縮に思ってきました。

実は途中から防衛省が昇格しまして向こうに出ましたので減ったと思っていたら沖縄が入ってきました、それも大変になったなと思っているんです。ちょうど前回のときに、実は私は引かしていただくということになっていたんですけども、もう故人になりましたから言ってもいいんですけども、外園先生が当初から御一緒でして、できれば外園先生に委員長をバトンタッチしたいなと思って、そういう計らいになっていたんですけども、もう不幸なことに外園先生が亡くなってしましまして、やむを得ずそれならばということでもう1回お手伝いいたしましようということになっていましたので。

今日は心はやって司会が早まったのは、内心これで卒業できるということでございまして、しかし、残ってお仕事をしていただく先生方、大変でございますけれども、将来どういう形になるかわかりませんが、しばらくは多分この評価委員会は続くと思いますので、御苦勞をおかけすることになりますけれども、どうぞよろしく願いいたしたいと思っています。

長い間、いろいろ御協力方々いただきまして、私からも御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。(拍手)